

熊取事業所第5次設工認（1回目補正） コメント対応整理表（R3/8/23）

○8月10日コメント

第5次設工認（第1回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0810-1	【0719-70（0617-18）の更問】 核燃料物質を取り扱う連続焼結炉等の設備・機器については、外的事象に対して構成機器を含め安全機能が損なわない設計であることを説明すること。 安全機能を有する施設ではない緊急遮断弁より上流（緊急遮断弁含まない）については、外的事象により損傷するおそれがあることから、その部分の損傷を想定した説明であれば、損傷箇所を明確にした上で説明すること。	H-21022-3『0617-18』参照。	—
0810-2	【0719-72（0617-18）の更問】 0719-70（0617-18）の更問と同様	H-21022-3『0617-18』参照。	—
0810-3	【0719-73の更問】 電気ノイズによりメカニカルリレーが誤作動することがないことを説明すること。	H-21026-1『0719-73』参照。	—
0810-4	【0719-81（0617-23）の更問】 循環水冷却系統一式を連続焼結炉の安全機能として整理しない場合は、連続焼結炉への波及的影響について説明すること。	H-21022-3『0617-23』参照。	—
0810-5	【0719-82（0617-28）の更問】 仕様表のみならず、本文図面にも後段事象を記載して下さい。	H-21022-3『0617-28』参照。	—
0810-6	【0719-83の更問】 気体排気設備ダクト、可燃性ガス配管、上水配管・循環水配管の取り合い部については、本文全面において明確にして下さい。 循環水（焼結炉）については、バルブ閉止のみ説明されているが、ポンプの停止もあわせて実施するのではないか。	H-21026-1『0719-83』参照。	—
0810-7	【0719-89】 波及的影響について、補足資料 0719-86 に耐震評価の観点から切り離し箇所は適切かなどについて説明されていない。	H-21026-1『0719-89』参照。	—
0810-8	【0719-91】 閉止位置を踏まえた溢水影響評価について説明されていない。	H-21026-1『0719-91』参照。	—

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0810-9	【0719-156 (0629-23) の更問】 循環水冷却システム及び上水システムを安全機能として整理しない場合は、関連する設備・機器への波及的影響について説明すること。	H-21024-2『0629-23』参照。	
0810-10	【0719-160 (0617-45) の更問】 回答/対応の説明で、輸送容器が設工認対象外であり保安規定に定めて管理する対象であることを明記するとあるが、設工認対象外とする根拠（設工認対象となるのはどのような場合か）を申請書において明確にすること。	H-21022-3『0617-45』参照。	
0810-11	【0719-161 (0617-76) の更問】 本件の原因である「数値についてチェック済みと認識したことから、表の体裁のみチェックした。」ことに対する再発防止対策が説明されていない。	H-21022-3『0617-76』参照。	
0810-12	【0719-162 (0629-91) の更問】 消防法施行令第20条第3項に準拠した仕様として説明されているが、高圧放水時について説明がされていない。	H-21024-2『0629-91』参照。	
0810-13	【0719-104 (耐震：避難経路、ダクト)】 避難経路に影響するダクト幅、外径の範囲として一般成人の肘頭高さ（立位作業時の基準高さ等）を制限値として用いることの妥当性について、震災、防災等での事例があれば説明のこと。又、回答にある「施工の煩雑性も考慮」とはどのような意味か。	H-21026-1『0719-104』参照。	
0810-14	【0719-112 (耐震：波及的影響)】 ・隣接する下位の重要度分類の建物（第1廃棄物貯蔵棟、第2類）の破損による緊急遮断弁への波及的影響について回答がないので回答のこと。 ・回答で本体（第2類の焼却炉と理解）を守るための付属設備（第1類の緊急遮断弁）は、本体の損傷による波及的影響は考慮しないとあるが、規則、技術基準、許可等いかなる耐震設計方針に基づくものなのか、又理解のため、事例（地震時の破損状態等）により問題ないことを説明願いたい。（0719-45も同様）	H-21026-1『0719-112』参照。	
0810-15	【0719-119 (耐震：配管)】 片持ちはりでの評価は、等分布荷重の梁モデルを前提としているが、弁等の集中荷重が存在する場合にも当該モデルを適用するのか、又保守性は保たれるのか。	H-21026-1『0719-119』参照。	

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0810-16	<p>【0719-124（耐震：配管）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答で「ウラン粉末を含む循環水の内、標準支持間隔を超える長さの配管を耐震重要度分類第1類とする」とあるが、ウラン粉末を含む循環水のラインは補足資料のどの範囲なのか、標準支持間隔を超える場合に耐震重要度分類1類とする考え方とは、いかなる耐震設計方針に基づくものなのか、又付属書類3-3（1.4.4項）では標準支持間隔の確保が困難な配管は詳細解析モデルにより支持間隔を設定するとあるが、本設計方針との整合性について説明のこと。 ・センタレス研削装置No.2-1配管（2083）の仕様表（p218）では「耐震重要度分類第1類、標準支持間隔以下で支持する」、許可でも研磨設備配管は耐震重要度分類第1類とあるが、本回答、補足資料との整合性について説明すること。 ・補足資料0719-124 図ハ-2P 設-19-2の系統構成図の配管ラインの耐震重要度分類についてはタンク・装置間の配管も含めもれなく示すこと。 	H-21026-1『0719-124』参照。	
0810-17	<p>【0719-125（耐震：配管）】</p> <p>標準支持間隔の適用除外に関し、「配管自体の機能」を根拠とする空調衛生工学会の基準が適当とあるが根拠が不明である。一方、設計震度等加工施設で多く引用される建築設備耐震設計・施工指針2014版は、回答にある通り東日本大震災の設備被害を反映した見直し（50A→40A）が行われており、適用除外の範囲はより限定されている。保守性の観点も含め、適用理由、適用方針について再度説明のこと。</p>	H-21026-1『0719-125』参照。	
0810-18	<p>【0719-127（耐震：配管）】</p> <p>回答に「拝承」とあるが、解析コードによる評価箇所等回答できる内容については、事前に説明すること</p>	H-21026-1『0719-127』参照。	
0810-19	<p>【H-21022-2 p11.<0719-4>の更問】</p> <p>焼結ボートが段積みされていることは図から読み取れるが、最上段に蓋があるのか。また、爆風によって積み上げた焼結ボートが崩れることは想定されないのか。</p>	H-21022-3『0617-30』参照。	
0810-20	<p>【H-21022-2 p19.<0719-7>の更問】</p> <p>①プラスチック袋（内袋）及び（外袋）の口はどのように密閉するのか。</p> <p>②囲い式フード内で、プラスチック袋（外袋）の口も密閉する、又は、粉末取出用容器から保管容器F型に移すことはできないのか。できないのであれば、プラスチック袋（内袋）1枚でも十分な閉じ込め機能を有していることを袋の強度、口の密閉方法等を含めて具体的に説明すること。</p>	H-21022-3『0617-58』参照。	
0810-21	<p>【H-21022-2 p51.補足資料0617-18-1の更問】</p> <p>「外部衝撃に対するフェールセーフ機能」とはどういうことか。</p>	H-21022-3『0617-18』参照。	

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0810-22	【H-21026p3. 0719-18の更問】 「局所排気系統の接続は、混合機内の空気の排熱のために接続されたもの」と説明しているが、混合機内のウラン粉末が、局所排気系統に流入しないのか。	H-21026-1『0719-18』参照。	—
0810-23	【H-21026p4. 0719-32、0719-33の更問】 系統Ⅱが第2-1ペレット室につながっていることが系統図から読みとれない。説明にある系統Ⅰ、系統Ⅱ、各部屋の接続について、系統図からも読み取れるよう修正すること。	H-21026-1『0719-32』参照。	—
0810-24	【H-21026p5. 0719-39の更問】 第2-2混合室の南側は、第2-2貯蔵室ではないか。なおp1625 エアスニファ（管理区域内）の設置場所には第2-2貯蔵室が記載されている。各室の境界を明確にし、仕様表の設置場所と整合させること。	H-21026-1『0719-39』参照。	—
0810-25	【H-21026p6. 0719-51の更問】 技術基準規則第11条第3項では、「安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する…」と規定しているが、加熱炉の検知部、警報盤はこれに該当しないのか。	H-21026-1『0719-51』参照。	—
0810-26	【H-21026p7. 0719-61の更問】 回答文の前半は、連続焼結炉についての説明ではないか。	H-21026-1『0719-61』参照。	—
0810-27	【H-21026p42. 補足資料0719-93の更問】 「本加工施設に、ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器はない。」と説明しているが、研削液タンク等はウラン粉末を含む液体を内包している。技術基準第15条に該当しない理由について、正確に説明すること。	H-21026-1『0719-93』参照。	—
0810-28	【0719-138の更問】 回答では、「本文と添付資料の別添の記載に差異があり、別添の誤記の説明をしている・・・実際の設計は、許可の基本方針及び本文の耐震重要度分類に沿ったものであり、本件は許可からの変更点に該当しない・・・」との説明だが、たしかに、許可p47で可燃性ガス検知器（都市ガス）が第2類のところ、別添で第1類としていたが、制御盤及び感震計は本文に記載が無い。 （あれば許可本文のページ数を説明して欲しい） この2つについては、許可の本文と添付の差異ではないので、詳細設計の結果により耐震重要度分類を変更すると考えられるが、その点の説明を正確に記載すること。	H-21026-1『0719-138』参照。	—
0810-29	【0719-147】 ブレースの応力検討の考え方を示すこと（許容値に座屈を考慮しているか。モデルの境界条件とその保守性、ほか）	H-21026-1『0719-147』参照。	—